

春の火災予防運動が始まります



3月1日(水)～7日(火)



3月1日(水)～7日(火)の1週間、全国一斉に「春の火災予防運動」が行われます。

この運動は、防火防災に関する意識や防災行動力を高めるとともに、火災の発生を防ぎ、万が一発生した場合でも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

この機会に家族・近隣・自治会などで、災害時の行動や備えについて話し合い、防火防災に関する意識や防災行動力を高めましょう。

詳しくは東久留米消防署予防課防火査察係 ☎471・0119(内線520) または市防災防犯課 ☎470・7769へ。

28年中の火災状況

28年中に東京消防庁管内で発生した火災は3980件でした。火災種別ごとに見ると、建物火災は2763件、車両火災は275件、船舶火災は3件、林野火災は1件、航空機火災は1件、その他火災は935件、治外法権での火災は2件となっています。

火災による死者は84人で、前年と比べ11人減少しています。

28年度東京消防庁防火標語

火の始末 油断しないで 最後まで
作者 古本創大さん(新宿区在学)



※数値は速報値です。

STOP! たばこ火災

死者が発生した住宅火災の最も多い原因は「たばこ」によるものです。また、死者11人のうち6人が高齢者で、例年半数以上を占めます。

発生状況としては「火源が落下する」が73%を占め、注意していれば防止できたと思われるものです。布団などに落ちた後、しばらく炎を出さずに燃え広がる「無炎燃焼」を続け、気付いたときには室内に二酸化炭素など有毒ガスが充満し、避難行動がとれずに命を落とすことがあります。

STOP! ストープ火災

ストーブ(石油・電気ストーブのほか、ハロゲンヒーター、ガスファンヒーターなどを含む)による住宅火災が毎年多く発生し、死者も出ています。火災の発生原因は「可燃物がストーブに接触する」が多く、布団や座布団、衣類に着火することが多い状況です。

また、ストーブのうち、出火原因として最も多いのは、電気ストーブです。手軽で安全に感じる電気ストーブも適切に使用しなければ容易に火災は発生します。

STOP! こんろ火災

住宅火災で最も多いのは「こんろ」が原因による火災です。使用中に「放置する・忘れる」のほか、調理中に着衣の袖口や裾につき出火する「着衣着火」も多発しています。高齢者は、着衣着火したとき、素早い消火ができず重症化する場合があります。注意が必要です。

STOP! 電気コード火災

電気火災とは、電気や電気製品に関わる火災のことです。その中でもコード・プラグ・コンセントに起因する「電気コード火災」は、火を使用している意識がないため、火災に気付きにくく危険です。

【電気コード火災を防ぐポイント】コンセントに「ほこり」がたまらないように、特に隠れている所に注意して定期的に掃除しましょう。差し込みプラグをコンセントから抜くときは、電気コードではなくプラグ本体を持って抜きましょう。電気コードの折れ曲がり、家具などの下敷きには

置かないようにしましょう。注意しましょう。▼電気コードは束ねて使用しないようにしましょう。▼テールタップは決められた容量内で使用しましょう。

住宅用火災警報器を適正に維持管理しましょう

◎適正な維持管理・点検・手入れ
住宅用火災警報器が適切に作動するか、定期的に作動確認しましょう。本体のテストボタンを押すか、ひも付きの機種はひもを引くことで、作動確認が行えます。音が鳴らない場合は電池切れか故障が考えられるので、製品の取扱説明書を確認してください。

交換時期

住宅用火災警報器は、故障や電池切れを警報で知らせる機能が付いているので、警報が鳴った場合は製品の取扱説明書を確認し、故障の場合は本体の交換、電池切れの場合は電池を交換しましょう。

また、住宅用火災警報器の耐用年数は、おおむね10年と言われています。設置から10年を経過したら交換を検討しましょう。

SPRING FIRE PREVENTION CAMPAIGN

春の火災予防運動

3/1(水)～3/7(火)

火災予防は みんなの力で!!

加藤綾子

住宅火災による死者を防ぐために

寝たばこは絶対にしないこと!
ストーブの近くに燃えやすいものを置かないこと!
こんろの火が袖口などに触れないように注意すること!

火の始末 油断しないで 最後まで

東京消防庁
東京連合防火協会

東京消防 検索
http://www.tfd.metro.tokyo.jp

▶29年春の火災予防運動ポスター

市役所本庁舎でシエイクアウト訓練を実施します

シエイクアウト訓練とは、同時刻に一齐に机の下に隠れるなどの身の安全を図る行動をとることによって行う、防災意識の向上を目的とした2008年にアメリカではじめられた新しい形の訓練です。

今年も東日本大震災が発生した3月11日を迎えるに当たり、市職員の災害に対する意識の向上を図る契機として市役所本庁舎内で実施します。

【日時】3月10日(金)午後1時



昨年の訓練の様子

詳しくは管財課管財係 ☎470・7718へ。

日曜臨時窓口での取り扱う事務一覧

担当課	取り扱う事務	取り扱わない事務
市民課 (市役所1階)	<ul style="list-style-type: none"> ◎住民異動届の受け付け＝転入、転居、転出、世帯変更など(国外からの転入は、受け付けできない場合があります) ◎印鑑登録および市民カード発行の申請受け付け＝「市民カード」があれば、夜間・閉庁日も住民票、印鑑登録証明書、課税・納税証明書、戸籍謄本・抄本が自動発行機で取得できます。手続きの詳細は市民課へ問い合わせください ◎各種証明書の発行＝住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)など ◎通知カードの交付＝まだ受け取っていないマイナンバー(個人番号)の通知カードの交付 ◎マイナンバー(個人番号)カードの交付＝午後3時までに受け付けを済ませてください ◎住居表示の申請受け付け 	<ul style="list-style-type: none"> ◎転入・転出手続きの特例、住民票の広域交付 ◎臨時運行許可(仮ナンバーの貸与) ◎戸籍異動に伴う住民異動届など、他市区町村への照会を必要とするもの
保険年金課 (市役所1階)	<ul style="list-style-type: none"> ◎国民健康保険の資格取得・喪失に関する届け ◎高額療養費の支給申請など、各種申請書の受け付け ◎後期高齢者医療制度の手続きに関する届け ◎国民年金第1号被保険者の資格取得などの届け 	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本年金機構および他市区町村への照会を必要とするもの

3月26日・4月2日に市役所本庁舎で日曜臨時窓口を開設します

住民異動が集中する3月下旬から4月上旬の窓口混雑の緩和などを目的として、日曜臨時窓口を開設します。取り扱う事務は、左表の通りです。しません

【日時】3月26日(日)・4月2日(日)の午前9時～午後4時

詳しくは市民課 ☎470・7722、保険年金課 ☎470・7732へ。

【会場】市民課・保険年金課(いずれも市役所1階)

【ご注意】上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所では開設しません

《今号の主な内容》

- ・市民税・都民税、所得税の申告は3月15日までに提出を
- ・公共施設整備後管理計画・施設整備プログラムを策定しました
- ・ひとりぐらし高齢者乳酸飲料配布事業を見直します
- ・東久留米のP.O. 環境保護を奨励し劣化防止の交換は自費です

2面
3面
4面
8面